

一般社団法人和郡山市観光協会ホームページバナー広告掲載規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人和郡山市観光協会（以下「観光協会」という。）が公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料のバナー広告（以下「広告」という。）に関する必要事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本規程で定める内容は、観光協会ホームページに掲載する広告を対象とする。

(広告表現規制)

第3条 ホームページに掲載できる広告は以下のいずれにも該当しないもののみとする。

- (1) 法令などに違反するもの、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 社会問題に関するもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 個人、団体などの意見広告及び名刺広告に関するもの
- (7) 社会的秩序を乱す又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) ギャンブル、その他投機、射幸心を著しくあおる表現のあるもの
- (9) 通信販売、訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの、並びにこれらに類するもの。
- (10) その他広告を掲載することが妥当でないと観光協会長が認めるもの

(広告の企画及び掲載位置など)

第4条 広告の企画は、原則として次のとおりとする。

- (1) 横190ピクセル×縦80ピクセル
- (2) データ形式 GIF・GIFアニメ・JPEG・PNG（フラッシュ画像は掲載不可）
- (3) 広告の掲載位置はホームページのトップページとし、掲載位置は観光協会が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は原則として1年単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途定める。

3 観光協会長は申込者が望むときは、複数年単位の申し込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第6条 広告枠は最大10枠とし、一業者について原則1枠とする。

2 1枠の広告掲載料は次のとおりとする

- (1) 観光協会会員 年額20,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。
- (2) 観光協会非会員 年額30,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。

3 デザイン製作費は別途5,400円（消費税及び地方消費税込み）とする。ただし、素材、掲載文章は広告掲載決定通知を受けた者（以下、「広告主」という。）が提供するものとする。

4 広告主は、広告掲載料を観光協会長が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、ホームページ・バナー広告掲載申込書(様式1)を観光協会長に提出するものとする。

(広告掲載の決定及び広告原稿の提出)

第8条 観光協会長は、広告掲載の申込みがあったときには、その可否を決定し、広告掲載可否決定通知書(様式2)により通知するものとする。また、併せて申込者から提出された広告原稿の内容を審査し、その可否を申込者へ通知するものとする。

(広告の内容等の変更)

第9条 観光協会長は、広告の内容、デザイン(以下「広告の内容等」という。)が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの規程に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 観光協会長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (3) 広告主が差し押さえ、租税滞納処分等あるいは営業免許取消し等の処分を受け、または民事再生手続き、破産等の申し立て等があったとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができるものとする。
2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は、書面により観光協会長に申し出なければならない。

(広告料金の返金)

第12条 前2条の規定により、契約期間中に契約を中止した場合納入された広告料金は返還しないものとする。

2 広告主リンク先の内容が変更され、第3条に抵触する内容となった場合、契約は自動的に破棄され、観光協会は広告を撤去する。その場合広告料は返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告内容に関する責任は、広告主が追うものとする。また、広告主は広告の掲載について関係法令を遵守するものとする。

2 広告掲載、原稿作成費用は広告主の負担とする。

(損害賠償)

第14条 広告掲載により発生した広告主の損害については、観光協会は賠償の責任は一切負わないものとする。

2 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、観光協会は損害の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項は、別途定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から実施する。